

1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 4-31-3 新橋オーシャンビル8A

■ 年金型生保は二重課税の最高裁判決！

Q 7月6日、最高裁で年金型生命保険は相続税と所得税の二重課税であると認定され、その結果、過去に既に納付済みの所得税額の還付請求が行われる可能性が高いという記事がありました。結局、この判決はどのような内容なのでしょうか？私も過去に相続税の申告をしましたが、還付の対象となるのでしょうか？

解説

1. 判決の内容

二重課税とされた年金型保険：契約者が死亡すると、死亡保険金のほかに一定期間、年金が支払われるもの。（今回の判決では、第一生命保険の「年金払い生活保障特約付き終身保険」が該当。）

二重課税の内容：契約者が死亡したときに、死亡保険金の他に、年金受給権に対しても相続税を課しているにもかかわらず、その後毎年受給される年金に対しても所得税を課していること。

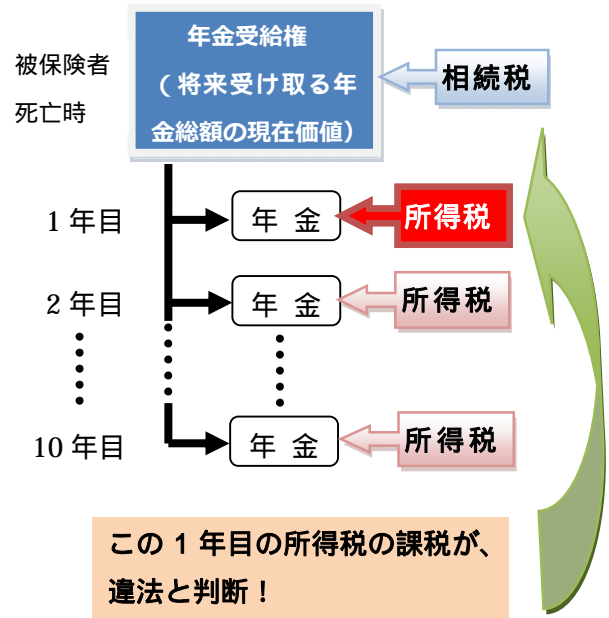
還付対象者：過去にこのような保険に加入していた方が亡くなり、毎年、年金(保険金)をもらっている方。

2. 留意点

今回の判決は、1年目のみ違法と判断。2年目以降の所得税の課税には判断が示されなかった。

現行制度では還付は最長5年間のため、5年前以前のものは対象外となるが、国家賠償請求訴訟で「不法行為」と認定されれば、20年前まで救済範囲が広がる可能性がある。

年金型保険の他にも、定期預金など他にも二重課税の可能性があるものも多々ありそう。今後の取り扱いに注意！



要するに...

死亡を原因に保険会社から定期的に年金（保険金）を受給している方は、過去に納めた税金が還付される可能性が高い！**すぐ専門家に相談を！**
 (必要な書類は、相続税の申告書と過去5年分の所得税の申告書だけです。)